

財団法人宮崎県環境整備公社役員報酬等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人宮崎県環境整備公社の理事、評議員及び監事（以下「理事等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常勤理事)

第2条 常勤の理事（宮崎県職員の身分のまま宮崎県から派遣された常勤の役員（以下「県派遣役員」という。）を除く。以下「常勤理事」という。）には、報酬及び期末手当を支給する。

(報酬)

第3条 常勤理事の報酬は、別表第1に掲げる額とする。

2 非常勤の理事等の報酬は、勤務1日につき10,000円とする。ただし、宮崎県職員及び市町村職員（特別職に属するものを含む。）については支給しないものとする。

(期末手当)

第4条 常勤理事の期末手当の額は、別表第2により計算した額とする。

(県派遣役員)

第5条 県派遣役員には、宮崎県の一般職の職員の例により、給与を支給する。

(支給の方法)

第6条 この規程に定めるもののほか、常勤理事の報酬及び期末手当の支給の方法については、宮崎県の一般職員の給料及び期末手当の例による。

2 非常勤の理事等の報酬は、職務に従事した際支給するものとする。ただし、必要に応じまとめて支給することができる。

(災害補償)

第7条 常勤理事及び県派遣役員が業務上負傷し、又は死亡したときは、必要に応じて別に定める災害補償を行うことができるものとする。

(旅費)

第8条 理事等の旅費は、財団法人宮崎県環境整備公社職員の給与及び旅費に関する規程の適用を受ける職員の例により支給する。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年2月18日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）
常勤理事の報酬額

職名	報酬月額
理事長	363,000円
常務理事	294,300円

別表第2（第4条関係）
常勤理事の期末手当

期末手当	6月期支給額	報酬月額 × (1 + 役職加算割合) × 0.975月
	12月期支給額	報酬月額 × (1 + 役職加算割合) × 1.125月
役職加算割合	理事長	$\frac{15}{100}$
	常務理事	$\frac{10}{100}$